

## 「水戸市職員心の健康づくり計画」より事業主(市長)の基本方針表明部分(抜粋)

### ～事業主による基本方針表明～

心の健康問題を抱える職員が増加することは、職員本人のみならず、市にとっても大きな損失です。

職員の心の健康は、職員やその家族の幸福な生活のため、職場の公務能率向上のため、また、よりよい行政サービスを継続的に市民に提供するために、重要な課題であると認識し、職場の要因に関連して心の健康問題を抱えた職員を出さない、出させないための「予防」の取組みを基本に、特に下記に掲げる3点を本計画の基本方針として、メンタルヘルスケアを積極的に推進します。

#### I 働きやすい職場環境づくり

労働安全衛生法等の関係法令を遵守することはもとより、職場のストレス要因の把握、除去に努め、職員が健康で元気に働くことができる環境づくりを推進します。

#### II 職員研修・情報提供の充実

管理監督者をはじめ、全ての職員を対象に、メンタルヘルスに関する正しい知識と対応技術の普及のため、教育研修及び情報提供を行い、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるよう、職員の意識向上を図ります。

#### III 相談・支援体制の充実

メンタルヘルス不調に陥った職員を、早期に発見し、支援を行い、悪化を防止するとともに、すでに長期療養している職員に対しては、より専門的支援を行い、再発の防止と円滑な職場復帰を目指します。

平成22年4月  
水戸市長 加藤浩一

#### 基本方針推進のための重点数値目標

- 職員研修：今後3年間で全職員が受講し、それぞれの役割認識を深める。
- 精神性疾患による長期療養職員数及び再発者割合：平成20年度の実績から減少させる。